

官報

号外 昭和五十三年四月二十五日

○第八十四回 衆議院會議録 第二十六号

昭和五十三年四月二十五日(火曜日)

議事日程 第二十三号

昭和五十三年四月二十五日

午後一時開議

- 第一 世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第二 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 第三 船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
 - 日程第二 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
 - 日程第三 船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時四分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

- 日程第一 世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 日程第二 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)
- 日程第三 船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(保利茂君) 日程第一、世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件、日程第二、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長(報告)を求めます。外務委員長永田亮一君。

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件及び同報告書
許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百

三十四号)の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔永田亮一君登壇〕

○永田亮一君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、世界観光機関憲章について申し上げます。

本憲章は、近年国際観光が急速に発展してきたことによつて生ずる諸問題に有効に対処するため、非政府間機関であつた公的旅行機関国際同盟を改組し、政府間機関として世界観光機関を設立するものであります。一九七〇年九月二十七日メキシコにおいて開催された同盟の臨時総会で採択されたものであります。

本憲章は、機関の目的、構成員の地位、総会を初めとする内部機関の権限、予算及び支出の原則等について規定しております。

次に、レコード製作者の保護に関する条約について申し上げます。

本条約は、一九七一年十月二十九日にジュネーブにおける国際連合教育科学文化機関及び世界知的所有権機関の共催による外交会議で採択されたものであり、レコードの無断複製からレコード製作者を保護することを目的として、保護の方法、保護期間、保護の制限等について規定しております。

次に、船員の職業上の災害防止条約について申し上げます。

本条約は、一九七〇年十月に開催された国際労働機関の第五十五回総会において採択されたものであります。船員の職業上の災害に関する調査の実施及び統計の作成、災害の防止に関する国内法制度の整備、災害防止計画の作成等について規定しております。

以上三件はいずれも参議院から送付されたもの

でありまして、世界観光機関憲章及びレコード製作者保護条約は三月三十一日、船員の災害防止条約は四月十四日、園田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、四月二十一日採決を行いました結果、以上三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 三件を一括して採決いたしました。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(保利茂君) 内閣提出、農林省設置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。農林大臣中川一郎君。

〔中川一郎君登壇〕

○国務大臣(中川一郎君) 農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一は、農林省の省名の農林水産省への変更及び水産庁の組織の整備強化についてであります。わが国の水産業は、農林業と並ぶ重要な第一次産業であり、また、水産物は、国民の動物性たん白質食糧の供給源として重要な地位を占めております。

しかしながら、二百海里時代の急速な到来等、わが国水産業を取り巻く諸情勢はきわめて厳しいものとなっており、これに対処してわが国水産業

昭和五十三年四月二十五日 衆議院會議録第二十六号

農林省設置法の一部を改正する法律案についての中川農林大臣の趣旨説明 農林省設置法の一部を改正する法律案 八八〇

の発展と水産物の安定的供給の確保を図ること、現下の重要な政策課題となっております。このため、わが国周辺及び遠洋海域における水産資源の開発、増養殖の推進、漁業外交の強力な展開等、二百海里時代に即応した施策の充実強化に努めていくところでありますが、水産行政を担う組織の面におきましても、これらの重要課題に適切に対処し得るよう、その整備強化を図ることが必要となっております。

このような事情にかんがみ、農林省の省名を農林水産省に改め、国家行政組織における水産行政組織の位置づけを明確にするともに、わが国の漁業水域内における漁業の振興を担当する部局として、水産庁に振興部を設けることとしたものであります。また、今後の政策課題に即応した試験研究の拡充強化のため、増養殖についての基礎的研究を行う養殖研究所及び漁場造成、漁船等についての研究を行う水産工学研究所を設けることとしております。

第二は、林野庁の組織の整備についてであります。

最近におけるわが国の森林、林業をめぐる情勢は、木材需要の伸び悩み、木材価格の低迷等により、国内林業活動が停滞する等きわめて厳しいものとなっております。民有林、国有林を通じてその現状の打開が強く迫られております。

このため、林道、造林等生産基盤の整備、担い手の育成確保を初めとする民有林対策の充実強化とともに、国有林野事業の自主的経営改善の計画的推進及び財政援助措置の強化が必要となつていく一方、行政組織の面におきましても、これらの重要課題に適切に対処し得るよう民有林、国有林を通じて行政の統括機能の強化を図るとともに、国有林野事業の自主的経営改善措置の一環として、その組織の簡素合理化を図ることが必要となつております。

このような事情にかんがみ、林野庁に次長を新設する一方、北海道にある五管林局を再編整備す

ることとし、札幌管林局を北海道管林局に改めるとともに、他の四管林局を北海道管林局の支局とするものとしてあります。

第三は、食糧庁の組織等の整備についてであります。

最近、食品に関する物価、流通対策の充実の要請はますます強くなっており、これにこたえるためには、よりきめ細かい行政の推進が必要となつてきております。

このため、全国的な組織を擁し、かつ、米麦及びその加工食品のほか野菜の流通業務にも経験を有する食糧事務所を食品全般の価格、流通対策の充実のために活用することとし、食糧事務所が食品全般について、その流通の改善等のための事務を行い得ることとしたものであります。

また、食糧庁の内部部局につきましても、行政機構の簡素合理化の趣旨を踏まえ、その再編成を行うこととしたものであります。

第四は、本省の内部部局及び付属機関の組織等の整備についてであります。

近年における土地及び水に関する農業の利用の動向を踏まえ、その必要とする土地及び水の確保を図るためには、土地及び水に関する施策を長期的見通しのもとに計画的に推進することが必要となつております。このため、構造改善局農政部の所掌事務である農業振興地域整備計画及び農業水利制度にかかわる事務を同局計画部へ移管し、土地及び水の計画的な確保に関する事務を同部において一元的に処理することとしたものであります。

また、沖縄県農業におけるサトウキビの重要性にかんがみ、その生産対策の一環として、優良種苗の生産供給体制の確立を図ることが必要となつております。このため、沖縄さとうきび原産種農場を新設することとしたものであります。

さらに、試験研究機関のうち農業技術研究所、畜産試験場、蚕糸試験場、家畜衛生試験場及び食品総合研究所の五機関につきましても、五十二年

度に移転した試験研究機関に引き続き筑波学園都市への移転を行うこととしております。このため、その位置が東京都または千葉県と規定されているのをそれぞれ茨城県に変更することとしたものであります。

なお、その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が農林省設置法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(保利茂君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。馬場昇君。

(馬場昇君登壇)

○馬場昇君 ただいま提案されました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党を代表して、総理及び農林大臣に対して質問をいたします。

本案の質問に入る前に、去る二十二日調印されました日ソ漁業協力協定について、総理と農林大臣にまず質問いたします。

ことしの日ソ漁業交渉は、農林大臣は御苦労でしたが、かつてない過酷な内容で妥結したのであります。サケ・マス漁獲量は、昨年の六万二千トンの実績に対して、ことしの最低目標と考えていた五万トンを割り、四万二千五百トンであります。また、操業水域の問題でも、日本漁船は、北

洋のサケ・マスの宝庫とも言える水域から締め出されたのであります。百年の伝統を誇ってきた日本の北洋サケ・マス漁業は、まさに傷だらけの姿になってしまいました。

総理の今次交渉についての所見をお尋ねいたします。

このような結果になったことについて、私は政府の読みの甘さを指摘せざるを得ません。

農林大臣、ソ連の沖どり禁止の主張は、いわゆる母川主義と表裏をなすものであり、今次交渉において、ソ連がこのような態度に出ていることはあらかじめ予測できたのではないかと、いかがですか。この問題に今後どう対処されるのか、明らかにしていただきたいのであります。

わが国のサケ・マス漁業者は約二万人と聞いていますが、昨年の五百五十一隻の減船に引き続き、ことしも三〇〇の減船は必至と思われま

この減船に対する補償や離職者対策、加工業者対策をどのようにしようとするのか、対策を承りたいのであります。また、サケ・マス漁業の将来の方向についてもどのように考えていらっしゃるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

本案の質問に入りますが、私は、まず、福田総理に、総理の政策立案の価値基準は何か、行政改革の重心をどこに置いていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思ひます。

田中元総理が日本列島改造論の中で、「大都市や産業が主人公の社会ではなく、人間と太陽と緑が主人公となる。人間復興の新しい時代を迎える」と書いておられるのを讀んだことがあります。三木前総理が環境庁長官時代に、自然保護憲章の宣言式で「経済効率という価値基準より、人間の健康、幸福、美に対する憧憬というような基準こそ大切である。」と述べられたことがあります。しかし、それはまさに文章と言葉にしかすぎなかったわけでありま

自民党政府の政策は、一貫してGNP至上主義で貫かれてきました。そして、その結果として、今日、日本を不安と危機の時代に追い込んでしまったのであります。子供も大人も、老人も学生もサラリーマンも、農民も漁民も、男も女も、だれもが混乱の中で、それぞれの生き方に確信を持てずいます。福田総理、あなたが言われる日本丸は海図と羅針盤を失つてしまつています。日本丸はどこへ行くのですか。まず、あなたの政治の価値基準をお尋ねしたいと思ひます。そして、その価値基準が、福田内閣発足以来

あなたが最重要課題の一つに挙げられた行政改革の具体的施策の中にどう生かされているのか、はつきりお答え願いたいと思います。(拍手)

次に、本日提案されました農林省設置法の改正案は、あなたの行政改革構想とどう結びついているのか。農林省を除く他の省庁における機構改革との均衡ないしは整合は、十分保たれた上で提案されたのか疑問なしとしません。財政事情、台所にだけ目を向け、庭をつぶしてしまふような、国民生活をないがしろにする行政機構改革は誤りであり、自殺行為にもなりかねないと考えますが、総理大臣の見解を承りたいと思います。

私ももとより、山は古くから心のふるさとであり、また、国を治める基本は、山を治め、水を治めることとされてきました。重化学産業を中心に貿易立国の今日といえども、私は、この考え方にいささかも変わりはないと考えますが、総理、いかがでございますか。

山林は、国土保全、水源の涵養、自然環境の保全、形成など、公益機能の発揮を初め、木材資源の安定的供給、地元山村の経済の振興と住民の福祉の向上などの重要な使命が課せられております。山に対する総理の認識について所見を承っておきたいと存じます。

戦中、戦後の乱増伐と造林の立ちおくれに加えて、高度成長経済の中で、年間成長率の二倍に達する乱伐などは、森林資源の大幅な減少、枯渇化をもたらした。大面積皆伐やチェーンソーなどの機械化、及び農薬の無差別空中散布などは、自然環境及び森林生態系を破壊し、国有林の荒廃はまさにその極に達しています。

また、収益があるときは、それを一般会計に繰り入れ、山に返さなかつたのであります。七〇年代に国有林財政事情が悪化すれば、造林、林道、治山事業等全般にわたって、投資の効率化という手抜き作業や安上がり経営を行いました。このことは、人工造林地の二〇％、約四十万ヘクタールに及ぶと推定される不良造林地が余すところなく

証明しています。このような現状を福田総理はどう認識していられるのか承りたいのであります。

今日、過剰消費の進行、全国的な公害の広がりが、そして年とともに規模を拡大しての風水害の発生、水不足等の中で、活力ある山づくり、緑したたる山の回復に対する国民の要求は、かつてない高まりと重要性を増しています。よい山づくり、活力ある森林づくりの基本は、山に地下たびの足跡をどれだけつけるかによって決まると言われています。この国民的緊急課題に対して、政府は、その責任において山づくりの組織機構を充実し、金と人手を思い切つて注ぎ込むことが必要であり、総理の決意のほどをお示しいただきたい。

このような山をめぐる重大な情勢の中で、農林省設置法の改正の本案の内容の中で、とりわけ注目されるのは、北海道国有林を所管する五つの営林局のうち、四つの営林局を本年度中に廃止し、支局に格下げすることとあります。さらに関連して、農林大臣告示で行われる全国営林署の一割、すなわち三十五営林署の廃止の計画であります。これは国有林経営、山づくりについての政府の後ろ向きの姿勢があらわれていると断ぜざるを得ません。断じて許すことはできません。

申すまでもなく、北海道の国有林は国有林の面積の四一％、伐採量の三五％、新植面積の三八％を占めています。北海道の国有林は、洞爺丸台風による被害、その後、カラマツ造林を中心とする約五割と目される成林不能と言われる造林の失敗を受け、今日育成段階にあり、より充実したきめ細かい経営が必要であると考えます。したがって、当然のこととして北海道の五つの営林局は必要であり、廃止する何らの理由も見出せないのではありません。全国の中でなぜ北海道だけ営林局を廃止するのか、その理由を総理、明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

次に、農林大臣にお尋ねいたしますが、北海道を一つの営林局として三百十万ヘクタールの面積、五百三十万立方メートルの伐採量、一万八千ヘクタールの造林面積、八十九の営林署、九百二十二の担当区及び事業所、そして一万八千人の職員を管理を行おうとするのは、日本の林野行政の中で異常と言わざるを得ません。農林大臣、いかがですか。

また、九十万ヘクタールの管理面積と五千人の職員を抱える規模の支局が、法的裏づけもなく、農林大臣の権限でその存廃が左右されるというのも異常と言わざるを得ません。いかがですか。(拍手)

また、支局の業務内容、権限も大きく変えないと説明されるでしょうが、それならば看板のかけかえだけであり、国民を愚弄する欺瞞の行政改革と言わざるを得ません。いや、本音は機構縮小、要員の削減をねらっていることは明らかであり、雇用不安解消の時代の要請に逆行するものであります。

営林局を地方行政区に対応して配置すると説明していますが、この北海道四局廃止に北海道民の多くが疑問を持っており、過疎化が進む中の市町村自治体の半数以上が反対決議を行っております。このことは、北海道民が、一営林局では国有林経営はできないという意思表明であります。また、政府も、五十二年予算要求の当初の段階では、一つの営林局の支局化構想であったではありませんか。国有林は地域住民と一体の関係にあります。したがって、国有林行政も地域住民の声の上に立つて行われなければなりません。住民の意思を謙虚に受けとめ、この案を撤回すべきであります。どうですか。(拍手)

政府は、国有林野事業の財政悪化、赤字の大半が北海道国有林にありとして、四営林局の廃止を提案しているようであり、国有林野事業の財政悪化、赤字の原因は、第一に、高度成長経済下の資源の食いつづし、造林の失敗と立ちおくれにあります。特に、北海道国有林は、長い間バルブ資本育成のために安売りを続けたではありませんか。

んか。そして国有林の利益金があるとき、それを山に返さなかつたのも原因であります。第二の赤字の理由は、公益機能発揮のための費用の増加であります。第三の理由は、外材主導の木材価格の形成と今日の長期の不況が原因であります。この財政悪化の原因にメスを入れずして、財政事情が悪いからといって機構を縮小することは、国家百年の大計の上からも許せません。

国有林の持つ公益機能は、何百億、何千億、いや金銭にはかえ得ないものがあり、一般会計より国有林野事業特別会計に資金を繰り入れ、山づくり、活力ある森林づくりを図ることは、緊急な国民的課題で当然のことであり、わずか四十億円の一般会計からの繰り入れで、一営林局十億円の値で四営林局を売り渡すような愚行は、国有林の危機を救うものではなく、それに拍車をかけるものであり、国民の名において断じて許すことはできません。(拍手)

営林局の支局格下げ措置を撤回し、外材輸入の適正措置も含め、国内林業切り捨ての林政の抜本的見直しを要求します。総理と農林大臣の見解を聞きたいと思ひます。

次に、水産業に関して一点触れて、質問を終わりたいと思ひます。

高度成長政策の中で、わが国沿岸の海は死滅寸前のところに追い込まれました。遠洋と大企業中心の水産政策は、沿岸零細漁業の荒廃を招きました。そのような状況の中で、二百海里時代の急速な到来で、わが国漁業はかつてない深刻な状況の中にあります。

昭和五十三年四月二十五日 衆議院會議録第二十六号 農林省設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する馬場昇君の質疑

えを持っていただけるか、總理の見解をお尋ねしたいと思ひます。
誠意ある答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣福田赳夫君登壇〕

○内閣總理大臣(福田赳夫君) 馬場さんにお答え申し上げます。

今回の日ソ漁業交渉の結果をどういふふうに評価するか、そのようなお尋ねでございますが、例によりましてソビエトの態度は非常に厳しい。その結果、希望するような数量、漁獲区域、そういうふうにはまひりませんでした。その点はまことに残念に思ひます。しかし、五年間にわたって安定した操業ができる。もとよりその年々の具体的な措置についての相談の結果でございますけれども、そのような基本協定ができましたことは、これは評価していただきたい、このように考える次第でございます。

次に、私の政治に対する価値基準は何かというお尋ねでございますが、私は前から申し上げてお尋ねしているのですが、これは世界の中における日本国を築き上げること、これが私の政治の大目標である、このように御理解をお願いいたします。

わが国もとにかく経済力におきましてはアメリカに次いでというふうな立場まで来たわけですが、そして、わが国の動き、これは世界に非常に影響がある、そういうような立場をますます固めていって、そうしてわが日本国が世界の平和、世界の繁栄に貢献し得る、そのようにならねばならぬ、そのような評価を世界じゅうから取り取るような国にしたい、そのように考えるのであります。そのためには国の内部の固めをしなればならぬ。その一つが行政機構の改革の問題であります。私の行政機構に対する考え方、これもしばしば申し上げておりますが、安上がりで能率のいい政府、こういうことでございます。

今回、農林省の行政機構につきましても、北海

道の管林機構の改革、これを含めまして、いろいろ御提案を申し上げてお尋ね。また、二百海里時代の到来に対しても備えをする、そういう趣旨で農林省行政機構の改革を御審議願うことになつてお尋ねでございますけれども、ぜひとも御理解の上、御賛同をお願いしたい、このように存じます。

行政機構の改革というのは、国会でも本当にたくさんの人々から大いにやれというのを言われるのです。しかし、具体的な問題になりますと、なかなか御賛同が得られない。私はそのことが非常に残念でなりませんけれども、とにかく安上がりで能率のいい政府、これは国民全部が要望しておることだと私は思ひますので、政府が検討した結果、御提案を申し上げてお尋ねの改正案につきましては、これはひとつ皆さんにおかれましてぜひとも御協力を賜りたい、このように考えます。

また、水産省をこの際設置すべし、こういうお話でございますが、水産省の設置をいたさずとも、能率のいい水産行政をやつていきます。機構がいたずらに大きくなった、看板が大きくなったというだけで能率が上がるというものと考へません。私も、それよりも内容の充実、施策の前進ということが大事である、このように考えてお尋ねでございます。

なお、馬場さんは、国有林経営の基本的な方針をどうかとお尋ねでございますが、戦後、国有林事業は、住宅建設などに不可欠の木材を国民に供給する、また、国有林野の面におけるところの国土の保全、水資源の涵養、さらには自然環境の保全、そういう任務をずっと担当してきてお尋ねでございます。ところが、そういうために造林を大いにやつてきた、それがまだ生育過程にあるという今日の状態でございます。それからさらに、木材価格の低迷、こういうような問題もありまして、国有林野事業の経営が非常に困難になつてきてお尋ねでございますが、今後十年間にわたる

ところの改善計画を策定いたしました。経営管理の適正化を図るなど、みずからの経営改善の面におきまして大いにひとつ努力を払うことにしていただいたいというふうに思ひますと同時に、また自分の間におきましては、自己資金だけでは治山治水、また造林などの事業を実施することは困難であります。そういうふうにも考えられますので、これらにつきましましては、従前の財政措置を充実するほか、新たに造林、林道につきましまして一般会計からの資金の繰り入れが必要であるという考え方のもとに、今国会に国有林野事業改善特別措置法案を提案いたしております。御協力のほどをお願い申し上げます。

なお、緑の山に対して私の感想は一体どうだという最後のお尋ねでございますが、私は、まあ歌じゃございませんが、ふるさと山は麗しきかな、あの山をぜひひとつ保存していきたい、このように考える次第でございます。(拍手)

〔國務大臣中川一郎君登壇〕

○國務大臣(中川一郎君) 農林省設置法に先立ちまして、今次日ソ交渉における諸問題について御指摘がありました。

まず最初に、相手があり、二百海里時代を迎えたといへば、昨年に引き続き漁獲量あるいは操業区域を縮小されたことは、交渉に当たりました責任者として、まことに残念なことであり、申しわけないことだとこの機会を通じておわびをいたす次第でございます。

しかしながら、こういった厳しい情勢ではありましたが、かなりの漁獲量と、また漁区についてかなりの誠意を示し、中でも罰則については旗国主義という、わが国の主権にとつてきつめて重大な問題が確保されたこと、あるいは漁期等、かなり譲歩を示していただいたことのほか、無条件状態を避けて、今後五年間協力関係を結び得たということは、日ソ友好にとりましても非常に意義深かったことだと思ひます。

しましては、昨年の例にもならないまして、でき得る限りの措置を講じて、不安のないようにしていただいたいと思ひます。

さらには、こういった二百海里あるいは遼河性サケ・マスは母川主義という時代を迎えましたので、サケ・マスを初めとする多くの魚族資源について、これが培養、増殖を図ることに一段と力を入れていきたいと決意をいたしているところでございます。

以上をもちまして、サケ・マス関係についての答弁を終わらせていただきます。次に、馬場議員から、北海道にありまします五つの管林局をなぜ一つにするのかというお尋ねでございます。

私は、五つあることがむしろおかしいのであつて、いままでほかの行政をいろいろ見てまいりましても、北海道に五つも管林局といったような局署がありますのは、これは国有林以外においてないのでございます。ほかの行政とのバランスをとるためにも、行政能率を上げるためにもやはり一つの統括した管林局を持つことの方がむしろ効率的であると思ひますのでございます。(拍手)

いまや国有林は赤字の一方でございます。したがって、財政投融資からの投入あるいは一般会計からの導入——もちろん、赤字の原因は、木材価格の低迷あるいはいろいろありますけれども、行政機構が複雑であり、また問題があるということも国民の指摘しておられるところであらうと思ひます。

次に、この管林局四つを廃止して支局にするが、これは農林大臣が勝手に存廃を決められるという御指摘でございますが、そのようにはなっておりません。四つの支局を設けるといふことになつておりますので、これは法律を改正しませんが、廃止をすることができないのでございます。また、その内容につきましても、地方自治法に基づきまして、支局設置の承認案件として、支局の名称、位置、管轄区域等について御審議を願う仕組みになつております。

いずれにいたしましても、農林省としては、四つの管林局にかゝる支局を廃止する意思のないことをはっきり申し上げておく次第でございます。支局について、廃止することは考えておらないということでございます。

次に、北海道の反対があるではないかということですが、私は、むしろこういふものを出したときに、これほど反対が少なく、賛成の多いものはないと思っております。(拍手)私の選挙区でも、二つ支局にすることにいたしました。私が、私のところへ地元から、これは困ると言ってきた人は一人もないことはつきり申し上げておく次第でございます。(拍手)むしろ、この際はやるべきであるという意見が多いことも国民の前に明らかにしておかなければなりません。

次に、国有林の赤字の原因はほかにもいろいろあるものであつて、財政投入はむしろあたりまえだということではあります。私も、国有林の赤字の原因が多かることは承知いたしておりますので、今後とも財政資金の投入なりいろいろと措置は講じてまいりますが、管林局あるいは林野庁のあり方というものについては、国民の前に姿勢を正さなければならぬと思つておる次第でございます。

水産省の設置については、総理大臣より御答弁がありましたので、省略をさせていただきます。終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 福田 赳夫君

外務大臣 園田 直君
農林大臣 中川 一郎君

○明説を省略した議長長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る二十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件

一、去る二十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

刑事補償法の一部を改正する法律
各種手数料等の改定に関する法律

森林組合法
一、去る二十一日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参議院第二号
昭和五十三年四月二十一日

衆議院議長 保利 茂殿
私は、来る四月三十日(日)午後六時羽田空港出発、五月七日(日)午後八時同空港帰国の予定で、アメリカ合衆国を訪問いたしますので、御通知いたします。

(報告書及び文書受領)
一、昨二十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

十二年度漁業の動向に関する年次報告
沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和五十三年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

(理事補欠選任)
一、去る二十一日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 石橋 一弥君(理事石橋一弥君去る十九日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 柴田 睦夫君 補欠 松本 善明君
柴田 睦夫君 補欠 柴田 睦夫君

外務委員
辞任 松本 善明君 補欠 柴田 睦夫君
柴田 睦夫君 補欠 柴田 睦夫君

商工委員
辞任 小川 平二君 補欠 佐々木義武君
大成 正雄君 補欠 山口 敏夫君

予算委員
辞任 山口 敏夫君 補欠 大成 正雄君
佐々木義武君 補欠 小川 平二君

決算委員
辞任 山口 敏夫君 補欠 大成 正雄君
山口 敏夫君 補欠 山口 敏夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任 伊賀 定盛君 補欠 岩垂寿喜男君

米田 東吾君 太田 一夫君
平石磨作太郎君 草野 威君
山原健二郎君 柴田 睦夫君
岩垂寿喜男君 石野 久男君

柴田 睦夫君 補欠 伊賀 定盛君
石野 久男君 補欠 米田 東吾君
太田 一夫君 補欠 平石磨作太郎君

草野 威君 山原健二郎君
瀬崎 博義君 補欠
公青対策並びに環境保全特別委員

辞任 土井たか子君 補欠 井上 一成君
井上 一成君 補欠 土井たか子君

物価問題等に関する特別委員
辞任 田中美智子君 補欠 藤原ひろ子君

(議案提出)
一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

一、昨二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

民事執行法案
(議案受領)
一、去る二十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

著作権法の一部を改正する法律案
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
一、去る二十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

戦時災害援護法案
(議案付託)
一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和五十三年四月二十五日 衆議院會議録第二十六号 朗読を省略した議長の報告 世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八八四

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)(参議院送付)

地方行政委員会 付託

所得税法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出、衆法第一八号)

国税通則法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出、衆法第一九号)

以上二件 大蔵委員会 付託

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、第八十二回国会参法第一号)

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(内閣提出第六七号)

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)(参議院送付)

以上三件 文教委員会 付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(鈴木強君外五名提出、衆法第二〇号)

通信委員会 付託

鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

以上二件 公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

一、去る二十一日、予備審査のため参議院から送附された議案は次の委員会に付託された。

戦時災害援護法案(片山基市君外四名提出、参法第九号)(予)

社会労働委員会 付託

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民事執行法案(内閣提出第七六号)

法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

提出案を参議院に送付した。

所得税法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出)

国税通則法の一部を改正する法律案(山田耻目君外九名提出)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(鈴木強君外五名提出)

(議案通知)

一、去る二十一日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(衆約通知書受領)

一、去る二十一日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の犯罪人引渡しに関する条約の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、去る二十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

各種手数料等の改定に関する法律案

森林組合法案

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月十七日

衆議院議長 保利 茂殿 参議院議長 安井 謙

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

世界観光機関(WTO)憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

世界観光機関(WTO)憲章

第一章 設立

第一条

公的旅行機関国際同盟(IUTO)を改組し、政府間機関の性格を有する国際機関として、この憲章により世界観光機関(以下「機関」という。)を設立する。

本部

第二条

機関の本部の所在地は、総会の決定によつて定めるものとし、また、総会の決定によつていつでも変更することができる。

目的

第三条

機関は、経済的發展、国際間の理解、平和及び繁栄に寄与するため、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を普遍的に尊重し及び遵守することに寄与するため、観光を振興し及び発展させることを根本目的とする。機関は、この目的を達成するため、適当なすべての措置をとる。

2 機関は、1の目的を追求するに当たつては、開発途上にある国の観光の分野における利益に特に注意を払う。

3 機関は、観光の分野において中心的役割を果たすことができるよう国際連合の適当な機関及び専門機関との効果的な協力関係を設定し及び維持する。この場合において、機関は、国際連合開発計画の参加実施機関として、国際連合開発計画との協力関係の設定及びその活動への参加を求める。

構成員の地位

第四条

機関の構成員の地位は、次のものに開放する。

(a) 加盟国

(b) 準加盟国

(c) 賛助加盟員

第五条

1 機関の加盟国の地位は、すべての主権国に開放する。

2 公的旅行機関国際同盟の臨時総会によるこの憲章の採択の時に自国の観光機関が同国際同盟の正会員となつてゐる国は、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾を正式に宣言することにより、表決を要することなく機関の加盟国となる権利を有する。

3 その他の国は、加盟の申請が総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認される場合には、機関の加盟国となることができる。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

第六条

1 機関の準加盟国の地位は、その対外関係について責任を負わないすべての領域又は領域の集団に開放する。

2 公的旅行機関国際同盟の臨時総会によるこの憲章の採択の時にその観光機関が同国際同盟の正会員となつてゐる領域又は領域の集団は、表決を要することなく機関の準加盟国となる権利を有する。ただし、それらの領域又は領域の集団の対外関係について責任を有する国が、それらの領域又は領域の集団の加盟を承認し、かつ、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾をそれらの領域又は領域の集団に代わつて宣言することを条件とする。

3 領域又は領域の集団は、加盟の申請がそれらの領域又は領域の集団の対外関係について責任を有し、かつ、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾をそれらの領域又は領域の集

団に代わつて宣言する加盟国により事前に承認された場合には、機関の準加盟国となることができる。その加盟の申請は、総会において出席し、かつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認されなければならない。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

4 機関の準加盟国が対外関係の処理について責任を有することとなる場合には、当該準加盟国は、機関の憲章及び加盟国の地位に基づく義務の受諾を事務局長に対し書面で正式に宣言することにより、機関の加盟国となる権利を有する。

第七条

1 機関の賛助加盟員の地位は、観光について特別な利害関係を有する政府間及び非政府間の国際団体並びに商業的な団体及び協会であつてこれらの活動が機関の目的と関係があり又は機関の権限内の活動に合致しているものに開放する。

2 公的旅行機関国際同盟の臨時総会によるこの憲章の採択の時に国際同盟の賛助会員である者は、賛助加盟員の地位に基づく義務の受諾を宣言することにより、表決を要することなく機関の賛助加盟員となる権利を有する。

3 観光について特別な利害関係を有するその他の政府間及び非政府間の国際団体は、加盟の申請が書面により事務局長に提出され、かつ、総会において出席し、かつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認され得る場合には、機関の賛助加盟員となることができる。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

4 1の利害関係を有する商業的な団体又は協会は、加盟の申請が書面により事務局長に提出され、かつ、その団体又は協会の本部が所在する国によつて支持される場合には、機関の賛助加盟員となることができる。その加盟の申請は、

総会において出席し、かつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で承認されなければならない。ただし、その多数が機関の加盟国の過半数であることを条件とする。

5 機関に賛助加盟員委員会を設置することができ、そのものとし、同委員会は、その規則を定め、承認を得るため総会に提出する。同委員会は、機関の会合に代表を出席させることができる。同委員会は、機関の会合の議事日程に特定の議題を含めるよう要請することができる。同委員会は、また、機関の会合に対して勧告を行うことができる。

6 賛助加盟員は、個別に又は賛助加盟員委員会として集団で、機関の活動に参加することができる。

第八条

1 機関は、次の諸機関から成る。

(a) 総会

(b) 執行理事会(以下「理事会」という。)

(c) 事務局

2 総会及び理事会の会合は、総会又は理事会が別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催する。

第九条

1 総会は、機関の最高機関とし、加盟国を代表する代表で構成する。

2 各加盟国及び各準加盟国は、総会の各会期に、五人を超えない代表によつて代表されるものとし、また、このうちの一人は、当該加盟国又は準加盟国によつて首席代表として指名される。

3 賛助加盟員委員会は、三人を超えないオブザーバーを指名することができるものとし、また、賛助加盟員は、それぞれ一人のオブザーバーを指名することができる。オブザーバーは、総会の審議に参加することができる。

第十条

総会は、二年ごとに通常会期として、また、必要がある場合には臨時会期として、会合する。臨時会期は、理事会の要請又は機関の加盟国の過半数の要請によつて招集される。

第十一条

総会は、その手続規則を採択する。

第十二条

総会は、機関の権限内にあるいずれの問題についても審議し及び勧告することができる。総会は、この憲章において別に規定する任務のほか、次の任務を有する。

(a) 議長及び副議長を選出すること。

(b) 理事会の構成国を選出すること。

(c) 理事会の推薦に基づき事務局長を任命すること。

(d) 機関の財政細則を承認すること。

(e) 機関の運営のための一般方針を定めること。

(f) 事務局の職員に適用される職員規則を承認すること。

(g) 理事会の推薦に基づき監事を選出すること。

(h) 機関の一般事業計画を承認すること。

(i) 機関の財政方針を監督し並びに予算を審査し及び承認すること。

(j) 必要と認める技術的又は地域的な機関を設置すること。

(k) 機関及びその諸機関の活動に関する報告を審議し及び承認し並びにそれらの報告によつて提起される方策を実施するために必要なすべての措置をとること。

(l) 政府及び国際機関との間の協定の締結を承認し、又は承認する権限を委任すること。

(m) 民間の機関又は団体との間の取極の締結を承認し、又は承認する権限を委任すること。

(n) 機関の権限内にある問題に関する国際協定の準備し及び勧告すること。

第十三条

1 総会は、各会期の始めに、議長及び副議長を選出する。

2 議長は、総会を主宰し及び課された責務を遂行する。

3 議長は、総会の会期中、総会に対して責任を負う。

4 議長は、その在任期間中、機関を代表することが必要なすべての場合に機関を代表する。

第十四条

1 理事会は、公正かつ衡平な地理的配分を達成するため、総会が定める手続規則に従い五の加盟国につき一の加盟国の割合で総会が選出する加盟国で構成する。

2 機関の準加盟国が選定する一の準加盟国は、投票権なしで理事会の審議に参加することができる。

3 賛助加盟員委員会の代表は、投票権なしで理事会の審議に参加することができる。

第十五条

選出された理事国の任期は、四年とする。ただし、最初の理事会の理事国のうちくじ引によつて決定される半数の理事国の任期は、二年とする。理事国の半数の選出は、二年ごとに行う。

第十六条

理事会は、少なくとも年に二回会合する。

第十七条

理事会は、選出された理事国の中から一年の任期で議長国及び副議長国を選出する。

第十八条

理事会は、その手続規則を採択する。

第十九条

理事会は、この憲章において別に規定する任務のほか、次の任務を有する。

(a) 事務局長との協議の上、総会の決定及び勧

昭和五十三年四月二十五日 衆議院會議録第二十六号 世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八八六

告を実施するために必要なすべての措置をとり及びその措置について総会に報告すること。

(b) 事務局長から機関の活動に関する報告を受けること。

(c) 総会に議案を提出すること。

(d) 事務局長が作成した機関の一般事業計画を総会への提出に先立って審査すること。

(e) 機関の会計及び予算見積りに関する報告及び勧告を総会に提出すること。

(f) 理事会の活動に必要な補助機関を設置すること。

(g) 総会が委任するその他の任務を遂行すること。

第二十条

理事会は、この憲章に別段の規定がない限り、総会の会期から会期までの間において、機関の任務及び財源の範囲内で、必要と認める事務上及び技術上の決定を行い、総会の承認を得るため、その決定を次の会期の総会に報告する。

事務局

第二十一条

事務局は、事務局長及び機関が必要と認める職員で構成する。

第二十二条

事務局長は、理事会の推薦に基づき、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で四年の任期をもつて任命される。事務局長は、再任されることができる。

第二十三条

1 事務局長は、総会及び理事会に対して責任を負う。

2 事務局長は、総会及び理事会の指示を執行する。事務局長は、機関の活動に関する報告並びに機関の会計、一般事業計画案及び予算見積りを理事会に提出する。

3 事務局長は、機関の法律上の代表者としての資格を有する。

第二十四条

1 事務局長は、総会が承認した職員規則に従い、事務局の職員を任命する。

2 機関の職員は、事務局長に対して責任を負う。

3 職員の採用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の能率、専門的能力及び誠実性を確保することの必要性に最大の考慮を払う。この考慮に従うことを条件として、できる限り広い地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについても十分な考慮を払う。

4 事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府にも又は機関外の他の当局のいずれにも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えなければならない。

予算及び支出

第二十五条

1 機関の事務上の任務及び一般事業計画に充てる機関の予算は、この憲章に附属しかつこの憲章の不可分の一部をなす財政規則に従い、総会が承認した割当基準に基づく加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の分担金並びに機関のその他の財源によつて賄う。

2 事務局長が作成した予算は、審査及び承認のため、理事会が総会に提出する。

第二十六条

1 機関の会計は、理事会の推薦に基づき二年の任期で総会により選出される二の監事が検査する。監事は、再任されることができる。

2 監事は、会計の検査を行うほか、財政上の手続及び財政の運用の効率、会計制度、内部の財務管理並びに事務上の慣行が及ぼす財政上の影響の全般について、必要と認める意見を述べることができる。

定足数

第二十七条

1 総会の会合の定足数は、加盟国の過半数とする。

2 理事会の会合の定足数は、理事会を構成する加盟国の過半数とする。

表決

第二十八条

各加盟国は、一個の投票権を有する。

第二十九条

1 この憲章の他の規定が適用される場合を除くほか、すべての事項に関する決定は、総会において出席しかつ投票する加盟国の単純過半数による議決で行う。

2 構成員の予算上及び財政上の義務を伴う事項、機関の本部の所在地並びに総会において出席しかつ投票する加盟国の単純過半数による議決で特に重要と認められたその他の問題に関する決定には、出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第三十条

理事会の決定は、出席しかつ投票する理事国の三分の二以上の多数による議決で承認される予算上及び財政上の勧告に関するものを除くほか、出席しかつ投票する理事国の単純過半数による議決で行う。

第三十一条

法人格、特権及び免除

第三十二条

機関は、法人格を有する。

第三十三条

機関は、その任務の遂行に必要な特権及び免除を加盟国の領域において享有する。その特権及び免除は、機関が締結する協定によつて定めることができ。

改正

第三十三条

1 この憲章及びこの憲章の附属書の改正案は、事務局長に送付される。事務局長は、改正案が

総会の審議に付託される少なくとも六箇月前に改正案を加盟国に配布する。

2 改正は、総会において出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で採択する。

3 改正は、加盟国の三分の二が改正の承認を寄託政府に通告した時に、すべての加盟国について効力を生ずる。

構成員の地位の停止

第三十四条

1 構成員が第三条に定める機関の根本目的に反する政策をとり続けていると総会が認める場合には、総会は、出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で採択する決議により、当該構成員につき、構成員の地位に基づく権利の行使及び特権の享有を停止することができる。

2 1の規定に基づき停止は、総会が1の政策の変更を確認する時まで効力を有する。

脱退

第三十五条

1 加盟国は、寄託政府に対して書面により行方一年の予告の期間が満了する時に、機関から脱退することができる。

2 準加盟国は、その対外関係について責任を有する加盟国が寄託政府に対して書面による予告を行つた場合には、1の予告に係る条件と同一の条件で機関から脱退することができる。

3 賛助加盟員は、事務局長に対して書面により行方一年の予告の期間が満了する時に、機関から脱退することができる。

効力発生

第三十六条

この憲章は、この憲章の採択の時に自国の観光機関が公的旅行機関国際同盟の正会員となつて五十一の国がこの憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾を正式に暫定的寄託政府に通知した後百二十日、効力を生ずる。

寄託

第三十七條

1 この憲章及び構成員の地位に基づく義務を受諾する宣言は、当分の間、スイス政府に寄託する。

2 スイス政府は、1の宣言の受領及びこの憲章の効力発生の日を、これらに関する通告を受ける権利を有するすべての国に通告する。

第三十八條

機関の公用語は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語とする。

第三十九條

この憲章の英文、フランス文、ロシア文及びスペイン文は、ひとしく正文とみなす。

経過規定

第四十條

機関の本部は、第二条の規定に基づいて総会が決定するまでの間、暫定的にスイスのジュネーヴに置く。

第四十一條

国際連合、専門機関及び国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、この憲章が効力を生じた後百八十日の期間中は、機関の憲章及び構成員の地位に基づく義務の受諾を正式に宣言することにより表決を要することなく機関の加盟国となる権利を有する。

第四十二條

この憲章の採択の時に自国の観光機関が公的旅行機関国際同盟の正会員となつてゐる国は、承認を条件としてこの憲章を受諾した場合には、この憲章が効力を生じた後一年間は、加盟国の権利及び義務を伴つて機関の活動に参加することができる。

第四十三條

対外関係について責任を負わない領域又は領域の集団であつて、その観光機関が公的旅行機関国際同盟の正会員となつてゐるために加盟国となる資格を有しかつその対外関係について責任を有する国の承認を条件としてこの憲章を受諾したものは、この憲章が効力を生じた後一年間は、加盟国の権利及び義務を伴つて機関の活動に参加することができる。

第四十四條

公的旅行機関国際同盟の権利及び義務は、この憲章が効力を生じた時に機関に承継される。

第四十五條

この憲章が効力を生ずる時に公的旅行機関国際同盟の事務局長である者は、総会が機関の事務局長を選出する時まで機関の事務局長として行動する。

附屬書

財政規則

1 機関の財政期間は、二年とする。

2 各会計年度は、一月一日から十二月三十一日までとする。

3 予算は、各国における経済的發展の水準及び観光の重要度を基礎として総会が決定する割当方法による構成員の分担金及び機関のその他の収入によつて賄う。

4 予算は、合衆国ドルで表示する。分担金の支払に使用される通貨は、合衆国ドルとする。ただし、総会の認める範囲内で、事務局長が構成員によりその他の通貨で支払われる分担金を受領することを妨げない。

5 一般基金を設置する。3の規定に基づいて支払われる構成員のすべての分担金、雑収入及び運転基金からの立替金は、一般基金に貸記する。機関の事務上の支出及び一般事業計画のための支出は、一般基金から支払われる。

6 運転基金を設置するものとし、その額は、総会が決定する。構成員の前払分担金及び総会がこの基金のために使用することができると決定するその他の予算収入は、運転基金に払い込まれる。必要な場合には、所要の金額が運転基金から一般基金に転記される。

7 機関の予算に計上されてゐない活動であつて特定の加盟国又は加盟国の集団が利益を受けるものの費用を賄うため、信託基金を設置することができ。この基金は、自発的拠出金によつて賄う。この基金を管理するため、機関は、手数料を課することができ。

8 総会は、予算に計上されてゐない贈与、遺贈その他の臨時収入の利用について決定する。

9 事務局長は、理事会の当該会期の少なくとも三箇月前に、理事会に予算見積りを提出する。理事会は、この予算見積りを審査するものとし、最終審査及び承認のため、勧告を添えて予算を総会に提出する。理事会による見積りは、総会の当該会期の少なくとも三箇月前に、構成員に送付される。

10 総会は、引き続き二年から成る財政期間のための予算並びに当該予算の年次割当及び年次運営会計を承認する。

11 事務局長は、機関の前会計年度の会計報告を理事会に設置される権限を有する機関及び監事に提出する。

12 監事は、理事会及び総会に対して報告を行う。

13 機関の構成員は、各会計年度の最初の月に、当該会計年度に係る分担金を支払う。構成員は、各会計年度の始まる六箇月前に、総会が決定する当該会計年度に係る分担金の額の通告を受ける。ただし、理事会は、それぞれの国に異なる会計年度が存在していることによる支払の遅延であつて正当と認められるものを承認することができる。

14 機関に対する分担金の支払が延滞している機関の構成員は、延滞の額が当該年度に先立つ二の会計年度においてその構成員について支払の義務の生じた分担金の額以上のものとなる場合には、機関の構成員がサービス並びに総会及び理事会における投票権の形態で享有する特権を奪われる。ただし、総会は、理事会の要請がある場合において当該構成員による支払の不履行がやむを得ない事情によるものと認めるときは、当該構成員が投票し及び機関のサービスを享有することを許可することができる。

15 機関から脱退する構成員は、当該脱退が効力を生ずる時までの期間に対応する分担金を支払う義務を負う。

16 準加盟国及び賛助加盟員の当該分担金の算定に当たつては、それぞれの構成員の地位の基礎が異なつてゐること及び機関において享有する権利が制限されてゐることを考慮する。

千九百七十年九月二十七日にメキシコ・シティで作成した。

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

近年国際観光が急速に發展してきたことによつて生じてきた諸問題に有効に対処するため、観光に関する国際協力機関である公的旅行機関国際同盟(以下「同盟」という。)を改組して、政府機関にしようとの動きが同盟事務局及び開発途上国を中心として起つてきた。

折りしも、国際連合において国際観光年と指定された一九六七年に東京において開催された同盟の第二十回総会は、政府間観光機関の設立を各国に勧告する旨の決議を採択し、さらに、一九六九年の国際連合第二十四回総会においても、この動きを支持するとともに国際連合としてもかかる機関が設立された際には協力関係を樹立する用意がある旨の決議が採択された。

かかる事情を背景として一九七〇年九月二十七日メキシコにおいて開催された同盟の臨時総

昭和五十三年四月二十五日 衆議院會議録第二十六号

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件及び同報告書 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八八八

会で本憲章が採択され、この憲章は一九七五年一月二日に発効要件を満たして効力を生じ、一九七七年十二月三十一日現在の締約国は九十八箇国である。

この憲章は、世界観光機関(以下「機関」という。)の設立、機関の目的、構成員の地位、総会、理事会及び事務局長の任務及び権限、予算及び支出の原則等について規定している。

なお、本憲章は、スイス政府が我が国の受諾書を受領した日に我が国について効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本憲章の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本憲章を締結することは、観光の分野における国際協力に貢献するとともに、我が国の観光政策の推進にも寄与すると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和五十三年度一般会計予算運輸省所管国際民間航空機構等分担金の項目中に千三百七十八万三千円が計上されている。右報告する。

昭和五十三年四月二十一日

外務委員長 永田 亮一

衆議院議長 保利 茂殿

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月二十四日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 保利 茂殿

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約

締約国は、

許諾を得ないレコードの複製が広く行われ及び増加していること並びにこのことが著作家、実演家及びレコード製作者の利益を害していることを憂慮し、

レコード製作者をそのような行為から保護することが、レコードにその実演が録音されている実演家及びレコードにその著作物が録音されている著作家の利益ともなることを確信し、

国際連合教育科学文化機関及び世界的知的所有権機関がこの分野において行つた活動の価値を認め、

既に効力を有している国際協定を何ら害しないこと、特に、実演家、放送機関及びレコード製作者に保護を与えている千九百六十年十月二十六日のローマ条約の一層広範な受諾を何ら害しないことを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約の適用上、

(a) 「レコード」とは、実演の音その他の音の専ら聴覚的な固定物をいう。

(b) 「レコード製作者」とは、実演の音その他の音を最初に固定した自然人又は法人をいう。

(c) 「複製物」とは、レコードから直接又は間接にとつた音を収録している物品であつて、当該レコードに固定された音の全部又は実質的な部分を収録しているものをいう。

(d) 「公衆への頒布」とは、レコードの複製物を直接又は間接に一般公衆に提供する行為をいう。

第二条

各締約国は、他の締約国の国民であるレコード

製作者を、その者の承諾を得ないで行われる複製物の作成及びその者の承諾を得ないで作成された複製物の輸入(公衆への頒布を目的とする作成又は輸入に限る。)から保護し並びにそれらの複製物の公衆への頒布から保護する。

第三条

この条約を実施するための手段は、各締約国の国内法令の定めるところによるものとし、著作権その他特定の権利の付与による保護、不正競争に関連する法令による保護及び刑罰による保護のうちいずれかのものを含む。

第四条

与えられる保護期間は、各締約国の国内法令の定めるところによる。もつとも、国内法令が特定の保護期間を定める場合には、当該保護期間は、レコードに収録されている音が最初に固定された年の終りから又はレコードが最初に発行された年の終りから、二十年よりも短くしてはならない。

第五条

締約国は、国内法令に基づきレコード製作者の保護の条件として方式の履行を要求する場合において、許諾を得て作成されたレコードの複製物であつて公衆に頒布されたもののすべて又はその容器に最初の発行の年とともに②の記号が、保護の求められていることが明らかになるような適当な方法で、表示されているときは、その要求が満たされたものと認める。もつとも、その表示には、当該複製物又はその容器にレコード製作者、その

承継人又は排他的な許諾を得た者がその名、商標その他の適当な表示によつて明らかにされていないときは、レコード製作者、その承継人又は排他的な許諾を得た者の名を含める。

第六条

著作権その他特定の権利による保護又は刑罰による保護を与える締約国は、レコード製作者の保護に關し、文学的及び美術的著作物の著作者の保護に關して認められる制限と同一の種類の制限を国内法令により定めることができる。もつとも、強制許諾は、次のすべての条件が満たされない限り、認めることができない。

- (a) 複製が、教育又は學術的研究のための使用のみを目的として行われること。
- (b) 強制許諾に係る許可が、その許可を与えた権限のある機関が属する締約国の領域内で行われる当該複製についてのみ有効であり、かつ、当該複製物の輸出については適用されないこと。
- (c) 強制許諾に係る許可に基づいて行われる複製について、作成される当該複製物の数を特に考慮して(b)の権限のある機関が定める公正な補償金が支払われること。

第七条

(1) この条約のいかなる規定も、国内法令又は国際協定に基づいて著作者、実演家、レコード製作者又は放送機関に確保される保護を制限し又は害するものと解してはならない。

(2) レコードにその実演が固定されている実演家が保護を受ける権利を有する場合には、その保護の範囲及びその保護を受けるための条件は、各締約国の国内法令の定めるところによる。

(3) いずれの締約国も、自国についてこの条約が効力を生ずる前に固定されたレコードについては、この条約を適用することを要しない。

(4) 千九百七十一年十月二十九日においてレコード製作者に対し最初の固定の場所のみを基礎として保護を与えている締約国は、世界的な所有権機関事務局長に寄託する通告により、レコード製作者の国籍を基準とする代わりに最初の固定の場所を基準とする旨を宣言することができる。

第八条

(1) 世界的な所有権機関事務局長は、レコードの保護に關する情報を収集し及び公表する。各締約国は、レコードの保護に關するすべての新たな法令及び公文書をできる限り速やかに当該国際事務局に送付する。

(2) (1)の国際事務局は、いずれの締約国に対して、その要請に応じ、この条約に關する問題について情報を提供するものとし、この条約に定める保護を促進するため、研究を行い及び役務を提供する。

(3) (1)の国際事務局は、国際連合教育科学文化機関及び国際労働機関のそれぞれの権限に属する問題については、それらの機関と協力して(1)及び(2)に定める任務を遂行する。

第九条

(1) この条約は、国際連合事務総長に寄託する。この条約は、千九百七十二年四月三十日まで、国際連合、国際連合と連携関係を有する専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国による署名のために開放しておく。

(2) この条約は、署名国によつて批准され又は受諾されなければならない。この条約は、(1)の加盟国又は当事国による加入のために開放しておく。

(3) 批准書、受諾書又は加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

(4) いずれの国も、この条約に拘束されることとなる時に、国内法令に従いこの条約を実施することができるといふ状態にならなければならないと了解される。

第十条

この条約に対するいかなる留保も、認められない。

第十一条

(1) この条約は、五番目の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

(2) この条約は、五番目の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後に批准し、受諾し又は加入する各国については、世界的な所有権機関事務局長が第十三条(4)の規定に従つて当該国の文書の寄託を各国に通報した日の後三箇月で効力を生ずる。

(3) いずれの国も、批准、受諾若しくは加入の時に、又はその後いつでも、国際連合事務総長に於てた通告により、自国がその国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用する旨を宣言することができる。その通告は、それが受領された日の後三箇月で効力を生ずる。

(4) もつとも、(3)の規定は、いずれかの締約国が(3)の規定に基づいてこの条約を適用する領域の事実上の状態を、他の締約国が承認し又は黙示的に容認することを意味するものと解してはならない。

第十二条

(1) いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、自国について又は前条(3)の領域の全部若しくは一部について、この条約を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、国際連合事務総長が(1)の通告を受領した日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十三条

(1) この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本書一通について署名する。

(2) 世界的な所有権機関事務局長は、関係政府との協議の上、アラビア語、オランダ語、ドイツ語、イタリア語及びポルトガル語による公定訳文を作成する。

(3) 国際連合事務総長は、世界的な所有権機関事務局長は、世界知的所有権機関事務局長は、レコード製作者の保護に關する条約の締結について承認を求めるとの件及び同報告書

昭和五十三年四月二十五日 衆議院會議録第二十六号

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
告書 船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八九〇

務局長、国際連合教育科学文化機関事務局長及び国際労働事務局長に対して次の事項を通告する。

- (a) この条約の署名
 - (b) 批准書、受諾書又は加入書の寄託
 - (c) この条約の効力発生の日
 - (d) 第十一条(3)の規定に従つて通告される宣言
 - (e) 廃棄通告の受領
- (4) 世界知的所有権機関事務局長は、第九条(1)の加盟国又は当事国に対し、(3)の規定に基づいて受領した通告及び第七条(4)の規定に基づいて行われた宣言を通報する。同事務局長は、また、当該宣言を国際連合教育科学文化機関事務局長及び国際労働事務局長に通告する。
- (5) 国際連合事務総長は、第九条(1)の加盟国又は当事国に対し、この条約の認証書二通を送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十一年十月二十九日にジュネーヴで作成した。

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、ジュネーヴにおいて国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)及び世界知的所有権機関の共催によつて開催された外交会議で一九七一年十月二十九日に採択されたものであり、我が国は一九七二年四月二十一日本条約に署名を行った。

本条約は、一九七三年四月十八日に効力を生じており、現在の加盟国は二十八箇国である。

この条約の主な内容は、他の締約国のレコード製作者を、許諾を得ないレコードの複製から保護すること、保護は、国内法令に基づく著作権その他特定の権利を付与すること等によつて行うこと、保護の条件として方式の履行を要求する場合に、保護が要求されるレコードの複製物に、最初の発行の年及び⑤の記号が表示されること、世界知的所有権機関国際事務局は、関連する情報の収集及び公表を行うこと等について規定している。

なお、本条約は、国際連合事務総長に批准書又は受諾書を寄託し、世界知的所有権機関事務局長がその批准書又は受諾書の寄託を、国際連合、国際連合と連関係を有する専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国に通報した日の後三箇月で我が国について効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、レコード製作者の保護のための国際協力を促進すると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十三年四月二十一日

外務委員長 永田 亮一
衆議院議長 保利 茂殿

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月十二日

参議院議長 安井 謙
衆議院議長 保利 茂殿

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百七十年十月十四日にその第五十五回会期として会合し、

船内及び港における労働について適用されかつ船員の職業上の災害の防止に関する現行の国際労働条約及び国際労働勧告の規定、特に、千九

百二十六年の労働監督(海員)勅告、千九百二十九年の産業災害防止勅告、千九百三十二年の災害からの保護(港務労働者)に関する条約(改正)、千九百四十六年の健康検査(船員)条約並びに千九百六十三年の機械防護条約及び千九百六十三年の機械防護勅告の規定に留意し、

船舶に雇い入れられる者を保護するための船内における多くの安全措置について規定している千九百六十一年の海上人命安全条約の規定及び千九百六十六年に改正された国際満載喫水線条約に附属する規則の規定に留意し、

前記の会期の議事日程の第五議題である海上及び港における船内の災害の防止に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定し、

船内の災害の防止の分野における活動を成功させるため、国際労働機関と政府間海事協議機関とのそれぞれの分野における緊密な協力が維持されることが重要であることに留意し、

次の基準が政府間海事協議機関の協力を得て作成されたこと及びこの基準の適用に当たつては引き続き同機関の協力を求めることが提案されたこと

とに留意して、

次の条約(引用に際しては、千九百七十年の災害防止(船員)条約と称することができる。)を千九百七十年十月三十日に採択する。

第一条

1 この条約の適用上、「船員」とは、資格のいかんを問わず、この条約の適用を受ける領域において登録され、かつ、通常海洋航行に従事する船舶(軍艦を除く。)に雇い入れられるすべての者をいう。

2 いずれの範疇の者をこの条約の適用上船員と認めるべきかどうかの問題については、疑義がある場合には、その問題については、各国の権限のある機関が関係のある船舶所有者団体及び船員団体との協議の上決定する。

3 この条約の適用上、「職業上の災害」とは、船員が被る災害であつて、その業務に起因し又はその業務の遂行中に生ずるものをいう。

第二条

1 各海運国の権限のある機関は、職業上の災害が適切に報告されかつ調査されること及びその災害の詳細な統計が作成されかつ分析されることを確保するため、必要な措置をとる。

2 すべての職業上の災害は、報告するものとし、統計については、死亡又は船舶に係る災害に限定しない。

3 統計には、職業上の災害の件数、性質、原因及び結果が記録され、並びに災害の生じた船内の部(例えば、甲板部、機関部、司厨部)及び場所(例えば、海上、港)が明確に表示される。

4 権限のある機関は、死亡又は重傷をもたらした職業上の災害その他国内法令に定める災害の原因及び状況について調査する。

第三条

海上の業務に特有の危険に起因する災害を防止するための有効な基礎とするため、一般的な傾向及び統計によつて明らかにされる危険について研究を行う。

第四条

1 職業上の災害の防止に関する規定は、法令、実施基準その他の適当な方法で定める。

2 1にいう規定は、業務における災害の防止及び健康の保護に関する規定であつて船員の労働について適用される一般的なものに言及し、かつ、海上の業務に特有の災害を防止するための措置を明示する。

3 1にいう規定は、特に次の事項について定める。

- (a) 一般的及び基本的な規定
- (b) 船舶の構造上の特性
- (c) 機械類
- (d) 甲板上及び甲板下でとるべき特別の安全措置
- (e) 積み及び取卸しのための設備
- (f) 防火及び消火
- (g) いかり、鎖及び索
- (h) 危険な貨物及びバラスト
- (i) 船員のための保護具

第五条

1 前条にいう災害の防止に関する規定は、船舶所有者、船員その他の関係者が遵守すべき義務を明確に定める。

2 保護具その他災害の防止のための安全装置を備えるべき船舶所有者の義務は、一般には、船員がそれらの保護具及び安全装置を使用すべき義務並びにそれらの保護具及び安全装置に関係がある災害の防止のための措置を遵守すべき義務とともに定められる。

昭和五十三年四月二十五日 衆議院會議録第二十六号 船員の職業上の災害の防止に関する条約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件及び同報告書

八九二

第六条

1 適切な監督その他の方法により第四条にいう規定の適用を確保するため、適当な措置をとる。

2 第四条にいう規定の遵守を確保するため、適当な措置をとる。

3 監督及び実施のための機関が海上の業務及びその慣行に精通することを確保するため、必要な措置をとる。

4 第四条にいう規定の適用を容易にするため、その規定の写し又は概要を、例えば船内の見やすい場所に掲示することにより、船員に知らせる。

第七条

船長の下で災害の防止について責任を負う適当な者又は委員会の構成員を船舶の乗組員の中から指名するための規定を設ける。

第八条

1 職業上の災害を防止するための計画は、権限のある機関が船舶所有者団体及び船員団体の協力を得て作成する。

2 1の計画の実施については、権限のある機関、船舶所有者及び船員又はそれらを代表する

者並びに他の適当な団体が積極的な役割を果たすことができるようにする。

3 特に、船舶所有者団体及び船員団体の双方が代表を出す災害の防止のための全国的若しくは地域的な合同の委員会又は船舶所有者団体及び船員団体の双方が代表を出す臨時の作業部会を設置する。

第九条

1 権限のある機関は、船員(職種及び職級を問わない。)のための職業訓練機関における教育課程に、職務に関する教育の一部として、業務における災害の防止及び健康の保護に関する教育を含めることを奨励し、また、国内事情に照らし適当である場合には、これを確保する。

2 更に、特定の危険に関する情報を船員に知らせるため、適当かつ実行可能な措置(例えば、その危険に関係がある指示を含む公の情報の提供)をとる。

第十条

加盟国は、相互に協力し及び適当な場合は政府間機関その他国際的な機関の援助を得て、職業上の災害を防止するための他の活動をできる限り統一するよう努力する。

第十一条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十二条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十三条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に規定する廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了す

るごとに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第十四条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十五条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百一条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十六条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十七条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条

約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第十三条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十八条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて千九百七十年十月三十日に閉会を宣言されたその第五十五回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百七十年十月

三十日に署名した。

総会議長

ナゲンドラ・シン

国際労働事務局長

ウィルフレッド・ジョンクス

船員の職業上の災害の防止に関する条約

(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、一九七〇年十月に開催された国際労働機関の第五十五回総会(海事総会)で採択されたもので、その内容は、船員の職業上の災害に関する調査の実施及び統計の作成、災害の防止に関する国内法制の整備、災害防止計画の作成等について規定している。

なお、本条約は一九七三年二月十七日に効力を生じており、我が国については批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国の船舶に乗り組む船員の安全を一層確実なものにする上から、また、労働の分野における国際協調を推進する上から有意義であると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十三年四月二十一日

外務委員長 永田 亮一

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十三年四月二十五日 衆議院會議録第二十六号

八九四

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)

107